

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則新旧対照表

(傍線は改正部分)

改正後	改正前
<p>(債務負担行為に基づく支出予定額)</p> <p>第八条 法第二条第四号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額(当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除く。)のうち、当該地方公共団体の一般会計等(法第二条第一号に規定する一般会計等をいう。以下同じ。)において実質的に負担することが見込まれる額とする。</p> <p>一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るもの</p> <p>二 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項</p>	<p>(債務負担行為に基づく支出予定額)</p> <p>第八条 法第二条第四号ロに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に定める額(当該年度以降の利払いに要する支出予定額を除く。)のうち、当該地方公共団体の一般会計等に負担することが見込まれる額とする。</p> <p>一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第二条第四項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)に係るもの</p> <p>二 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって独立行政法人都市再生機構(中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)附則第六条第一項</p>

の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に係る経費の支出予定額

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出予定額

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条に規定する国営土地改良事業

ロ 独立行政法人森林総合研究所（独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規

の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条の規定により解散した旧住宅金融公庫の宅造融資を受けた者が行う公共施設又は公用施設の建設に要する費用のうち地方公共団体が負担する費用に係る経費の支出予定額

三 次に掲げる事業に対する負担金に係る経費の支出予定額

イ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五条に規定する国営土地改良事業

ロ 独立行政法人緑資源機構（
独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となった旧森林開発公団、同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団及び農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となった旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。第十二条第四号において同じ。）及び独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団及び公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規

定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。)の行う事業

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出予定額

五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)以下「公拡法」という。)第十七条第一項第一号に規定する土地の取得に要する経費の支出予定額

六 社会福祉法人が施設の建設に要する資金に充てるために借り入れた借入金の償還に要する費用の補助に係る経費の支出予定額

七 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務について損失補償又は保証をしていた場合における当該損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出予定額

八 地方公共団体が当該地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出予定額(前号に定める支出予定額を除く。)

九 前各号に掲げる支出予定額に準ずるものとして当該地方公共団体において合理的に算定した額

(一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額)

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の合算額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

定により環境事業団となった旧公害防止事業団を含む。)の行う事業

四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第三条に規定する地方公務員共済組合が建設する地方公務員に貸与する宿舍その他の施設の無償譲渡を受けるため、地方公務員共済組合に支払う賃借料に係る経費の支出予定額

五 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)以下「公拡法」という。)第十七条第一項第一号に規定する土地の取得に要する経費の支出予定額

六 前各号に掲げる支出予定額に準ずるものとして当該地方公共団体において合理的に算定した額

(一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額)

第九条 法第二条第四号ハに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に第十四条第四号に規定する公営企業に設けられた基金からの当該公営企業に係る特別会計以外の会計への貸付金の当該年度の前年度の末日における現在高を加算した額とする。

一 公営企業（宅地造成事業を行うものを除く。）に係る特別会計（当該特別会計に係る地方債の当該年度の前年度における元金償還金がないものを除く。） 一般会計等

からの繰入金のうち

、当該特別会計に係る地方債（総務大臣が指定する地方債（以下この号において「指定地方債」という。）を除く。）の元金償還金の財源に充てたと認められる額を当該地方債の元金償還金の額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債（指定地方債を除く。）の現在高を乗じて得た額及び指定地方債の計画額（当該地方債の発行の協議又は許可に際して作成された事業計画その他の計画において予定された当該地方債の元金償還金の財源に充てるための一般会計等からの当該年度以降の繰入金の見込額をいう。次号及び第七号において同じ。）の合算額（経常利益の額がない法適用企業又は経常利益に相当する額がない法非適用企業にあつては、当該額又は当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債の現在高のうちその性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費若しくは当該公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費として一般会計等から繰入れるべき額として総務大臣が定めるところにより算定した額（次号において「基準額」という。）の 　　いずれか大きい額）

二 公営企業（宅地造成事業を行うものを除く。）に係る特別会計（前号に掲げるものを除く。） 当該年度の前年度の末日における当該特別会計に係る地方債の現在高のうち、当該地方債の計画額又は

一 公営企業（宅地造成事業を行うものを除く。）に係る特別会計

一般会計等（法第二条第一号に規定する一

般会計等をいう。以下この条において同じ。）からの繰入金のうち、当該公営企業に係る地方債

の元金償還金の

財源に充てたと認められる額を 元金償還金の額で除し

て得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の前年度の末日における地方債の元金の額を乗じて得た額

（経常利益の額がない法適用企業又は経常利益に相当する額がない法非適用企業にあつては、当該額又は当該年度の前年度の末日における 地方債の元金の額のうちその性質上

当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費若しくは当該公営企業の性質上能率的な経営を行つてもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費として一般会計等から繰入れるべき額として総務大臣が定めるところにより算定した額のうち

　　いずれか大きい額）

基準額のいずれか大きい額

三 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の
前年度の末日における次の算式により算定した額（

当該公営企業に係る令第四条第二号イに

掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合にあつて
は、次の算式により算定した額から当該超える額（同号ニ及びホに
掲げる額の合算額を上限とする。）を控除した額）
算式

$$(A-B) - (C-D+E)$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の借入資本金の額及び同
条第3項の負債の額の合算額から地方公営企業法第17条の2第
1項又は同法第18条の2第1項の規定により一般会計又は他の
特別会計から長期の貸付けを受けた金額を控除した額

B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げる額の合算額

C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額

D 地方公営企業法施行令第14

条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事
業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源
に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度におい
て収入された部分に相当する額及び第3条に規定する資産の額
の合算額を控除した額

E 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの
勧誘を行っていないもの（以下この条において「未売出土地」
という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第4条第
2項各号に掲げる方法（同項第1号の方法を除く。）により評

二 宅地造成事業のみを行う法適用企業に係る特別会計 当該年度の

前年度の末日における次の算式により算定した額（以下この号にお
いて「算式の額」という。当該公営企業に係る令第四条第二号イに

掲げる額が同号ロ及びハに掲げる額の合算額を超える場合にあつて
は、算式の額から当該超える額（同号ニ及びホに
掲げる額の合算額を上限とする。）を控除した額）
算式

$$(A-B) - (C-D+E)$$

算式の符号

A 地方公営企業法施行令第15条第2項の借入資本金の額及び同
条第3項の負債の額の合算額

B 令第3条第1項第2号イ及びロに掲げる額の合算額

C 地方公営企業法施行令第14条の資産の額

D 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第14

条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事
業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源
に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度におい
て収入された部分に相当する額及び第3条に規定する資産の額
の合算額を控除した額

E 販売を目的として所有する土地であつて売買契約の申込みの
勧誘を行っていないもの（以下この項において「未売出土地」
という。）の完成後の販売見込額（販売予定価格又は第4条第
2項各号に掲げる方法（同項第1号の方法を除く。）により評

価を行った価額をいう。第5号及び第12条において同じ。) から当該未売出土地の造成販売経費等見込額(造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいう。第5号及び第12条において同じ。)を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額

四 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号又は第二号の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について前号の規定により算定した額の合算額

五 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における次の算式により算定した額(

当該公営企業に係る令第四条第四号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合にあつては、次の算式により算定した額から当該超える額(同号ホ及びへに掲げる額の合算額を上限とする。)を控除した額)

算式

$$A - (B + C)$$

算式の符号

A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

価を行った価額をいう。第4号及び第12条において同じ。) から造成販売経費等見込額(造成及び販売に要する経費等の見込額の合計額をいう。第4号及び第12条において同じ。)を控除した額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額

三 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について第二号の規定により算定した額の合算額

四 宅地造成事業のみを行う法非適用企業に係る特別会計 当該年度の前年度の末日における次の算式により算定した額(以下この号において「算式の額」という。当該公営企業に係る令第四条第四号イ及びロに掲げる額の合算額が同号ハ及びニに掲げる額の合算額を超える場合にあつては、算式の額から当該超える額(同号ホ及びへに掲げる額の合算額を上限とする。)を控除した額)

算式

$$(A + B) - (C + D)$$

算式の符号

A 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるために発行した地方債の現在高

B 当該法非適用企業の建設又は改良に要する経費の財源に充てるための他の会計からの長期借入金金の現在高

B 未売出土地の完成後の販売見込額から当該未売出土地の造成販売経費等見込額を控除した価額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額

C 地方公営企業法施行令第14条の固定資産の額に相当する額

六 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号又は第二号の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について前号の規定により算定した額の合算額

七 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 一般会計等からの繰入金のうち、当該特別会計に係る地方債の元金償還の財源に充てたと認められる額を地方債の元金償還の額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の末日における地方債の現在高を乗じて得た額（当該特別会計に係る地方債の当該年度の前年度における元金償還金がない特別会計にあつては、当該地方債の計画額）

（設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額）

第十二条 法第二条第四号へに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる負債及び債務の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。

一 当該地方公共団体が設立した地方道路公社の負債 当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における借入金の残高（当該地方道路公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共

C 未売出土地の完成後の販売見込額から 造成

販売経費等見込額を控除した価額若しくは当該未売出土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して帳簿価額を加算若しくは減算した額のいずれかの額又は当該未売出土地の帳簿価額のいずれか少ない額

D 地方公営企業法施行令第14条の固定資産の額に相当する額

五 宅地造成事業以外の事業と併せて宅地造成事業を行う法非適用企業に係る特別会計 宅地造成事業以外の事業のために起こした地方債の現在高について第一号 の規定により算定した額及び宅地造成事業のために起こした地方債の現在高について第四号の規定により算定した額の合算額

六 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計 一般会計等からの繰入金のうち、当該特別会計に係る地方債の元金償還の財源に充てたと認められる額を地方債の元金償還の額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値に当該年度の末日における地方債の元金の額を乗じて得た額

（設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額）

第十二条 法第二条第四号へに規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる負債及び債務の区分に応じ当該各号に定める額の合算額とする。

一 当該地方公共団体が設立した地方道路公社の負債 当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における借入金の残高（設立団体からの借入金

団体（以下この号において「設立団体」という。）からの借入金（当該地方公共団体の一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金（第十四条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額のうち当該年度以降に返済する額及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この号において「道路特措法」という。）第十二条に規定する認可を受ける前の指定都市高速道路の新設又は改築に係る借入金の残高を除く。）及び道路特措法第十条第二項第四号又は同法第十三条第二項第二号の収支予算の明細に掲げる当該年度以降に借り入れることが見込まれる当該借入金の額の合計額（第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が当該地方道路公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の負債に計上されている場合における当該計上されている額を上限とする。）を除く。）が、次に掲げる業務の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額を超える場合における当該超える額（他の都道府県又は他の都道府県及びそれらの区域内の地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第八条の市と共同して地方道路公社を設立した地方公共団体にあつては、当該超える額のうち、当該地方道路公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）

イ 道路特措法第十条又は第十二条に規定する道路の新設又は改築に係る業務 当該各道路につき、料金の徴収期間内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績その他の事情に基づいて当該地方道路公社の設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額から料金の徴収期間内の当該年度以降の支出見込額とし

の額のうち当該年度以降に返済する額及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下この号において「道路特措法」という。）第十二条に規定する認可を受ける前の指定都市高速道路の新設又は改築に係る借入金の残高を除く。）及び道路特措法第十条第二項第四号又は同法第十三条第二項第二号の収支予算の明細に掲げる当該年度以降に借り入れることが見込まれる当該借入金の額の合計額

が、次に掲げる業務の区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額を超える場合における当該超える額（他の都道府県又は他の都道府県及びそれらの区域内の地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第八条の市と共同して地方道路公社を設立した地方公共団体にあつては、当該超える額のうち、当該地方道路公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額）

イ 道路特措法第十条又は第十二条に規定する道路の新設又は改築に係る業務 当該各道路につき、料金の徴収期間内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績その他の事情に基づいて当該地方道路公社の設立団体において総務大臣の定める基準に従つて算定した額から料金の徴収期間内の当該年度以降の支出見込額とし

て支出の実績その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額を控除して得た額の合計額に、借入金の償還に充てることができる道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第七条第七号に定める損失補てん引当金に相当する額を加えて得た額

ロ イに掲げる業務以外の業務 当該各業務につき、イに掲げる料金徴収期間を上限として当該地方道路公社の設立団体において算定した業務の実施が見込まれる期間（以下「業務実施見込期間」という。）内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額から、業務実施見込期間内の当該年度以降の支出見込額として支出の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額を控除して得た額の合計額

二 当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債 当該土地開発公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表（以下この号において単に「貸借対照表」という。）上の負債の額（当該土地開発公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体（以下この号及び第十五条第五号において「設立団体」という。）

）からの借入金（一般会計等からの借入金及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金（第十四条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額のうち当該年度以降に返済する額（第十五条第五号に規定する額を除く。）、第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が当該土地開発公社の負債に計上されている場合における当該計上

て支出の実績その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額を控除して得た額の合計額に、借入金の償還に充てることができる道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第七条第七号に定める損失補てん引当金に相当する額を加えて得た額

ロ イに掲げる業務以外の業務 当該各業務につき、イに掲げる料金徴収期間を上限として当該地方道路公社の設立団体において算定した業務の実施が見込まれる期間（以下「業務実施見込期間」という。）内の当該年度以降の収入見込額として収入の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額から、業務実施見込期間内の当該年度以降の支出見込額として支出の実績、業務の内容その他の事情に基づいて当該設立団体において総務大臣の定める基準に従って算定した額を控除して得た額の合計額

二 当該地方公共団体が設立した土地開発公社の負債 当該土地開発公社の当該年度の前年度の末日における貸借対照表（以下この号において単に「貸借対照表」という。）上の負債の額（当該土地開発公社を単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した地方公共団体（以下この号及び第四号 において「設立団体」という。）

）からの借入金の額のうち当該年度以降に返済する額を除く

第十四条各号に定める基金を除く。）からの借入金に限る。）の額のうち当該年度以降に返済する額（第十五条第五号に規定する額を除く。）、第八条第七号及び第八号に規定する支出予定額（当該地方公共団体が損失補償又は保証をしていた債務及び引き受けた債務が当該土地開発公社の負債に計上されている場合における当該計上

されている額を上限とする。)並びに当該土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務の額を除く。)が、次に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額(設立団体が複数ある場合には、当該超える額のうち、当該土地開発公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額)

イ 貸借対照表上の現金及び預金の額

ロ 貸借対照表上の事業未収金の額(設立団体による買取りに係る事業未収金の額を除く。)

ハ 第八条第五号に規定する土地の取得価額(用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用を含む貸借対照表上の価額をいう。以下この号及び第四号において同じ。)

ニ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第一号ニに規定する土地で設立団体が買い取るもの以外のもの(第四号イに規定する当該土地を除く。)の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法(同項第一号の方法を除く。)により評価を行った価額のいずれか少ない額

ホ 当該土地開発公社の保有する土地のうち、公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地(ハ及びニに規定するものを除く。)で、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買取るこ
とが確実に見込まれる土地(第四号イに規定する当該土地を除く
の取得価額

ヘ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第二号に規定する土地(道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除き、第四号ロに規定する当

。が、次に掲げる額の合計額を超える場合における当該超える額(設立団体が複数ある場合には、当該超える額のうち、当該土地開発公社への出資の割合又は設立団体間で協議の上定めた割合によりあん分した額)

イ 貸借対照表上の現金及び預金の額

ロ 貸借対照表上の事業未収金の額(設立団体による買取りに係る事業未収金の額を除く。)

ハ 第八条第五号に規定する土地の取得価額(用地費、補償費、工事費のほか、当該土地の取得又は造成に要した借入金等に係る利息及び人件費その他の付随費用を含む貸借対照表上の価額をいう。以下この号 において同じ。)

ニ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第一号ニに規定する土地で設立団体が買い取るもの以外のもの の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法(同項第一号の方法を除く。)により評価を行った価額のいずれか少ない額

ホ 当該土地開発公社の保有する土地のうち、公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地(ハ及びニに規定するものを除く。)で、国、設立団体以外の地方公共団体その他公共的団体が買取るこ
とが確実に見込まれる土地
の取得価額

ヘ 当該土地開発公社の保有する公拡法第十七条第二号に規定する土地(道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を

該土地を除く。)の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額

1 販売の用に供することができる土地 当該土地の販売見込額(第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額)から販売経費等見込額を控除した額

2 販売の用に供することができない土地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額

ト 貸借対照表上の投資その他の資産の額(貸貸事業の用に供する土地の価額を除く。)

チ トに掲げる貸貸事業の用に供する土地の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法(同項第一号の方法を除く。)により評価を行った価額のいずれか少ない額

三 当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の負債 当該地方独立行政法人の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の繰越欠損金の額

四 土地開発公社の債務について損失補償又は保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該損失補償又は保証に係る債務次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

イ 当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地(第八条第五号に規定する土地を除き、当該土地の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定め

除く。)の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額

1 販売の用に供することができる土地 当該土地の販売見込額(第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額)から販売経費等見込額を控除した額

2 販売の用に供することができない土地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算又は減算した額

ト 貸借対照表上の投資その他の資産の額(貸貸事業の用に供する土地の価額を除く。)

チ トに掲げる貸貸事業の用に供する土地の取得価額又は当該土地の時価として第四条第二項各号に掲げる方法(同項第一号の方法を除く。)により評価を行った価額のいずれか少ない額

三 当該地方公共団体が設立した地方独立行政法人の負債 当該地方独立行政法人の当該年度の前年度の末日における貸借対照表上の繰越欠損金の額

四 土地開発公社の債務について保証をしている設立団体以外の地方公共団体における当該保証債務 当該保証額又は当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一項第一号に規定する土地(第八条第五号に規定する土地を除く。)のうち当該地方公共団体が買取るものの取得価額のいずれか少ない額

た割合によりあん分した土地)の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている場合 当該損失補償若しくは保証に係る債務の額又は当該土地のうち当該地方公共団体が買収するものの取得価額のいずれか少ない額

ロ 当該土地開発公社が保有する公拡法第十七条第一項第二号に規定する土地(当該土地の取得のために借り入れた借入金については、損失補償又は保証をしている地方公共団体が複数ある場合には、当該地方公共団体間の損失補償若しくは保証の割合又は当該地方公共団体間で協議の上定めた割合によりあん分した土地)の取得のために借り入れた借入金について損失補償又は保証をしている場合 当該損失補償又は保証に係る債務の額が、当該土地(道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供することが見込まれる土地を除く。)の取得価額又は次に掲げる土地の区分に応じそれぞれ定めるところにより当該土地の時価として算定した額のいずれか少ない額を超える場合における当該超える額

1 販売の用に供することができる土地 当該土地の販売見込額(第四条第二項各号に掲げる方法により評価を行った価額)から販売経費等見込額を控除した額

2 販売の用に供することができない土地 当該土地の完成後の販売見込額から造成販売経費等見込額を控除した額又は当該土地の近傍類似の土地の価格の変動を勘案して取得価額を加算若しくは減算した額

五 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務(地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に対するものを除く。) 総務大臣が定める基準に従って算定した額

(地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入)

五 地方公共団体の損失補償又は保証に係る債務(地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人に対するものを除く。) 総務大臣が定める基準に従って算定した額

(地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入)

第十五条 法第二条第四号又は規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金 当該年度の前年度の末日において、法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからニまでに掲げる額（以下この条において「将来負担額」という。）に充てることが確実と見込まれる額又は将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

二 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金 当該年度の前年度の末日における当該貸付金の償還が見込まれる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額（当該地方債の現在高を上限とする。）

三 公営住宅の賃貸料その他の使用料 当該年度の前年度の末日において当該使用料を徴収している行政財産又は公の施設の建設に要した将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

四 都市計画税 都市計画事業の財源として発行された地方債の元金償還金に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

五 土地開発公社に対する貸付金の償還金 設立団体の一般会計等及び当該地方公共団体に設置されている地方自治法第二百四十一条第五項に規定する基金（第十四条各号に定める基金を除く。）から土地開発公社への貸付金のうち第八条第五号に規定する土地の取得のために貸し付けたと認められるものの償還が見込まれる額

六 前各号に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てる

第十五条 法第二条第四号又は規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該各号に定める額の合算額とする。

一 国庫支出金、都道府県支出金又は他の地方公共団体からの分担金及び負担金 当該年度の前年度の末日において、法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は同号ロからニまでに掲げる額（以下この条において「将来負担額」という。）に充てることが確実と見込まれる額又は将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

二 地方債を原資として貸し付けた当該貸付金の償還金 当該年度の前年度の末日における当該貸付金の償還が見込まれる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額（当該地方債の現在高を上限とする。）

三 公営住宅の賃貸料その他の使用料 当該年度の前年度の末日において当該使用料を徴収している行政財産又は公の施設の建設に要した将来負担額に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

四 都市計画税 都市計画事業の財源として発行された地方債の元金償還金に充てることができる額として総務大臣の定める基準に従って算定した額

五 前各号に掲げるもののほか、その性質により将来負担額に充てる

ことができると認められる特定の歳入 将来負担額に充てることが
確実と認められる額又は将来負担額に充てることができる額として
総務大臣の定める基準に従って算定した額

第二十一条 前条に規定する廃置分合後の市町村の実質赤字額の算定方
法は、次に定めるところによる。

一〇二 (略)

二〇四 (略)

5 当該年度の前年度 から当該年度までのいずれかの年度の中途にお
いて市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該
年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該
市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この
項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方
債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一〇二 (略)

6 (略)

附則

(寄附金等の支出の制限の特例の対象となる独立行政法人)

第四条 令附則第四条第七号の総務省令で定める独立行政法人は、独立
行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政
法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独
立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立
行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、
独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立健康・栄養研究所、
独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安
全技術センター、独立行政法人水産
大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法

ことができると認められる特定の歳入 将来負担額に充てることが
確実と認められる額又は将来負担額に充てることができる額として
総務大臣の定める基準に従って算定した額

第二十一条 前条に規定する廃置分合後の市町村の実質赤字額の算定方
法は、次に定めるところによる。

一〇二 (略)

二〇四 (略)

5 当該年度の前々年度から当該年度までのいずれかの年度の中途にお
いて市町村の廃置分合があった廃置分合後の市町村については、当該
年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度以後当該
市町村の廃置分合の日の属する年度の前年度までの各年度（以下この
項において「廃置分合年度前までの各年度」という。）における地方
債の元利償還金の額等の算定方法は、次に定めるところによる。

一〇二 (略)

6 (略)

附則

(寄附金等の支出の制限の特例の対象となる独立行政法人)

第四条 令附則第四条第七号の総務省令で定める独立行政法人は、独立
行政法人情報通信研究機構、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政
法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人国立国語研究所、独
立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立
行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、
独立行政法人文化財研究所、独立行政法人国立健康・栄養研究所、
独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人農林水産消費安
全技術センター、独立行政法人林木育種センター、独立行政法人水産
大学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法

人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

別記第8号様式

略

第5 歳出歳入年次総合計画

- 1 一般会計等の実質収支
 - 1 一般会計

区分	年度	計画初年度の 前年度 平 成 年度		平成 第 年度		以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
		歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源の前 年度対 比増減 額	
歳入						
略						
6 地方債						
うち再生振替特別債						

人農業生物資源研究所、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人国際農林水産業研究センター、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

別記第8号様式

略

第5 歳出歳入年次総合計画

- 1 一般会計等の実質収支
 - 1 一般会計

区分	年度	計画初年度の 前年度 平 成 年度		平成 第 年度		以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
		歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源	歳入額 一般財 源の前 年度対 比増減 額	
歳入						
略						
6 地方債						

略					
歳出	歳出額 一般財 源	歳出額 一般財 源	一般財 源の前 年度対 比増減 額	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ	
6 公債費					
うち再生振替特別債					
略					

略

一般会計等の実質収支

区分	年度	計画初年度 の前年度平 成年度	平成 第 年度	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
実質赤字比率				
<p>参考 再生振替特別債を 発行した場合は 実質赤字比率</p>				

略

略					
歳出	歳出額 一般財 源	歳出額 一般財 源	一般財 源の前 年度対 比増減 額	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ	
6 公債費					
略					

略

一般会計等の実質収支

区分	年度	計画初年度 の前年度平 成年度	平成 第 年度	以降計画完了の 年度まで左の欄 に同じ
実質赤字比率				

略